

平成26年度補正 「ものづくり・商業・サービス革新補助金」

事務員
湯田 えり奈



採択のお知らせ

7月に入り本格的に夏の季節となりました。今年も暑い夏となりそうです。体調管理に気を付けて元気に過ごしていきましょう。

さて、この度申請のお手伝いをさせて頂きました、顧問先のA社様に、めでたく、「平成26年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金」の採択通知が届きました。微力ながら結果を出すことができ、嬉しく思います。嬉しい御報告をありがとうございました。

そこで今回は、『ものづくり・商業・サービス革新補助金』（中小企業庁）について再度ご案内致します。

ものづくり・商業・サービス革新事業

【注】今年度の募集期間は平成27年2月13日（金）～平成27年5月8日（金）＜当日消印有効＞にて終了しております。

こちらの補助金は業種を問わず、【新しいサービス】や【新しいものづくり】の新事業にチャレンジする中小企業を支援する制度です。また今年度は、2社以上が連携して設備投資を行う際に利用できる【共同した設備投資等による事業革新】という制度も追加されました。

認定支援機関の全面的バックアップを得た事業を行う中小企業であることが条件となります。

地域採択審査委員会および全国採択審査委員会の厳しい審査の結果、今回、17,128件の応募数の内、7,253件の採択決定が発表されております。

※採択率の非常に難しく厳しい補助金です。

補助額

	革新的サービス	ものづくり技術	共同設備投資
補助率	2/3	2/3	2/3
補助額	上限1,000万円	上限1,000万円	上限5,000万円 (500万/社)
設備投資	必要	必要	必要

※申請には、事業計画の支援を行う認定支援機関からの確認書提出が必要です。

『ものづくり・商業・サービス革新補助金』は補助額も大きく、審査も厳しい補助金制度です。しかし、新しい取組みを行う中小企業業者の強い味方でもあります。

正確な事業計画が必要とされますので、申請作業の中で事業内容や事業計画の見直しを行うことで、プロセスの改善を行うことも出来ます。

今回の公募は終了しております。顧問先様の採択の嬉しいお知らせに再度、この補助金制度のご案内をお届けさせて頂きました。

申請を振り返って

約半年間にわたりまして、皆様に暖かく見守って頂きました補助金・助成金のご案内ですが、この回をもちまして一旦、お休みさせて頂きます。

多くの顧問先様から助成金・補助金に関します、お問合せやお声掛けを頂きました。

本当にありがとうございました。

引続き、今後も認定支援機関としまして皆様へ解り易い助成金・補助金のご案内やお手伝いは行って参りますので、どうぞお気軽にご相談ください。

来月以降は、弁護士による法律紹介のコーナーとなります。世間の注目を集めている法律を中心にご紹介して参ります。ご期待ください。